

## GIGA スクール構想に対応する子どもの健康管理などの意見書

急速に GIGA スクール構想が進んでいます。すべての小中学校に、無線 LAN の設備と児童・生徒 1 人 1 台のタブレット端末が導入され、学校教育が大きく変わろうとしています。今後、新型コロナウイルス感染症拡大による休校などのリスクも考えられる中で、オンライン教育など ICT を利用する教育に大きな期待が寄せられています。

一方で、いかなる場合にも大きな変化はメリットばかりではなくデメリットもあります。すでに、スマホなどの ICT 機器の使用で、子どもたちの視力低下や難聴傾向が著しく進んでいます。さらには、学校への無線 LAN とタブレットの導入で、電磁波過敏症を発症させるリスクが高まるとされ、子どもたちの健康への影響も心配されています。さらには、ICT が先行している諸外国では、子どもの学力の低下さえ指摘され、対面教育の大切さが指摘されています（経済協力開発機構 2012 年「OECD 生徒の学習到達度調査」など）。

しかし、「学習能力の向上にむけ、健康的で快適な学習環境」のための『学校環境衛生基準』も GIGA スクール構想に対応した改定も一部であります。また文部科学省の 2015 年の『児童生徒の健康に留意して ICT を活用するためのガイドブック』を自治体での活用を強く求めます。大人には『情報機器作業における労働安全衛生管理のガイドライン』もあり、安全と健康の対策はありますが、現状では子どもに対しての何の配慮もない状態のままで GIGA スクール構想が進もうとしています。

公教育の場では、すべての子どもたちが安心安全な環境で学ぶ権利があります。これは、教育を受ける権利を定める日本国憲法第 26 条が要請するところです。

よって、国においては、下記の事項について予防原則に基づき、子どもたちへの対策を求めます。

### 記

- 1 GIGA スクール構想に対応する、子どもの安心安全な健康管理を予防原則に基づいて早急に具体化すること。
- 2 教育の基本は人と人との関係であり、状況に応じて対面教育を基本にすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月22日

北海道名寄市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
文部科学大臣 } 宛